新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長(内務大臣指示の発出))

令和3年9月21日 在スラバヤ日本国総領事館

- ●ジャワ・バリでの活動制限が 10 月4日まで延長されました。
- ●本内務大臣指示により、当館管轄地域である東ジャワ州内 38 県市のうち、スラバヤ市及び周辺県市は引き続きレベル3と区分された他、ボンドウォソ県がレベル2からレベル3に引き上げられ、クディリ市がレベル3からレベル2に引き下げられました。
- ●活動制限レベル2及び3の地域で活動制限が一部緩和されました。
- 1. 9月 20 日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を、10 月4日まで延長する旨の内務大臣指示(2021 年 43 号)を発出しました。
- 2. 本内務大臣指示により、当館管轄地域である東ジャワ州内 38 県市のうち、スラバヤ市及びその周辺県市(グレシック県、シドアルジョ県、モジョケルト県・市、ラモンガン県、バンカラン県)は引き続きレベル3と区分された他、ボンドウォソ県がレベル2からレベル3に引き上げられ、計 25 県市がレベル3に区分されました。また、クディリ市がレベル3からレベル2に引き下げられ、計 12 県市がレベル2に区分されました。

## ※東ジャワ州内の県市の活動レベル:

<レベル3:25 県市>

クディリ県、グレシック県、シドアルジョ県、シトゥボンド県、スラバヤ市、トゥルンアグン県、トレンガック県、パチタン県、バトゥ市、バンカラン県、ブリタル県、プロボリンゴ市、ポノロゴ県、ボンドウォソ県、マゲタン県、マディウン県、マディウン市、マラン県、マラン市、モジョケルト県、モジョケルト市、ラモンガン県、ルマジャン県、ンガウィ県、ンガンジュック県

<レベル2:12 県市>

クディリ市、サンパン県、ジェンベル県、ジョンバン県、スムヌップ県、トゥバン県、パスルアン県、パスルアン市、バニュワンギ県、パメカサン県、プロボリンゴ県、ボジョヌゴロ県

なお、同指示には、ブリタル市のレベル区分に関する記載がありませんでした。

3. ジャワ・バリの活動制限レベル3の内容の主な変更点は以下のとおりです。従来の活動制限については、9月 15 日付け当館お知らせ

- ( <a href="https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100233853.pdf">https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100233853.pdf</a> )を参照してください。
- (1)必須分野(esensial)及び重要分野(kritikal)に該当しない業種について、出勤率を25%まで可能とする。出勤できるのはワクチン接種済みの従業員のみとし、職場の出入りには、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを行う。
- (2)隔離目的以外のホテル活動

ア 全ての訪問客と従業員に対して、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを行う。アプリで「グリーン」または「イエロー」が表示された訪問客は入場可。12 歳未満の訪問客の入場については、検体採取後 24 時間以内の抗原検査または 48 時間以内のPCR検査の陰性証明書が必要。

- イ 施設の利用は収容率の50%まで可。
- ウ ジム、会議室、ボールルームは、アプリ「Peduli Lindungi」を使用する条件の下で、収容率の50%まで利用可。会議室やボールルームで提供する飲食物はボックスでの提供とし、ビュッフェ形式での提供は禁止。
- (3)ジャカルタ首都特別州、西ジャワ州バンドン市、東ジャワ州スラバヤ市のみで試験的に許可されていた屋内独立型飲食店での店内飲食は、活動制限レベル3の全地域で許可。営業午後9時まで、収容率50%まで、1テーブルあたり2人までとし、60分以内の飲食時間制限は継続。
- (4)夜間のみ営業する飲食店
- ア 営業時間は午後6時から午後12時まで可。
- イ 収容率は 25%までとし、1テーブルあたり2人まで。飲食時間は 60 分以内。
- ウ 全ての訪問客及び従業員に対して、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを行う。
- (5)スポーツ施設内の飲食店での店内飲食の収容率を50%までに緩和。
- (6)ジャカルタ首都特別州、西ジャワ州バンドン市、ジョグジャカルタ州ジョグジャカルタ市、東ジャワ州スラバヤ市の域内のショッピングモールに限り、保護者が同行することを条件に、12歳未満の入場を許可。
- (7)試験的に許可されていた映画館の営業を、許可。アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングで、「グリーン」または「イエロー」が表示された者は入場可。収容率50%までとし、12歳未満は入場禁止。
- 4. 外国からの入国地点について、以下を追加する。

海路:リアウ諸島州ビンタン島タンジュンピナン

陸路:東ヌサトゥンガラ州モタアイン

なお、空路については、スカルノ・ハッタ空港と北スラウェシ州マナドのサム・ラトゥランギ空港のみで、変更なし。

5. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。引き続き、感染状況等に注意し、緊急性を伴わない移動はできるだけ延期するなど、安全確保に努めてください。(了)